

令和 6 年 3 月 21 日  
高知県教育委員会事務局  
幼保支援課

## 保育所等における虐待等の防止に向けた取組について（報告）

### 1. 国（厚生労働省・こども家庭庁）の動き

- (1) 保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査
- (2) 調査結果を受けた対策
  - ①保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定
  - ②児童福祉法の改正による制度的対応の検討
  - ③虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

### 2. 本県における取組

- (1) ガイドラインに沿った対応の周知

毎年、原則全保育所に対し市町村同席のもと実施（高知市所在施設は同市が実施）している指導監査において、ガイドラインに沿った対応を周知。  
(R5 年度：137 か所)
- (2) 保育士等を対象にした研修の充実

教育センターで行う保育士等を対象にした研修において、不適切な保育の未然防止に関する内容を追加。  
(R5 年度：5 回)
- (3) アドバイザー等を派遣して行う「園内研修支援」を活用した取組

不適切な保育の未然防止に向けては、日頃から保育について気兼ねなく話し合い、相談できる風通しの良さが非常に重要なことから、R6 年度から、園内研修支援に「保育職場の人間関係づくり」のメニューを追加。



5 高幼保第 111 号  
令和 5 年 6 月 7 日

高知県児童福祉審議会保育部会 委員 様

高知県教育委員会事務局幼保支援課長

不適切な保育に関する実態調査の結果等について

日頃は、本県の就学前の教育・保育の推進にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 12 日にこども家庭庁より不適切な保育の実態調査の結果等が公表されました。本調査は、昨年度こども家庭庁において、保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査したもので、本県でも市町村や保育所等への調査を実施したところです。

調査結果としましては、令和 4 年 4 月から 12 月までに全国の認可保育所で「不適切な保育」が 914 件（うち高知県 17 件）確認され、このうち暴力などの虐待が確認されたケースは 90 件（うち高知県 1 件）となっております（調査結果の概要は別添のとおり）。

併せて、国においては、本調査を受け、「不適切な保育」の考え方や保育所等や自治体において求められる事項等を整理したガイドラインを新たに策定し、保育所等職員による虐待の通報義務化についても検討されることが公表されましたので、参考にお知らせいたします。

これらを踏まえまして、今後、本県では、指導監査や研修等を通じてガイドラインに沿った対応を周知・徹底していくこととしております。

委員の皆さまにおかれましても、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりに引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

《担当》

780-0850 高知市丸ノ内 1 - 7 - 52

高知県教育委員会事務局幼保支援課 有岡、藤原

TEL : 088-821-4882 FAX : 088-821-4774

E-mail : 311601@ken.pref.kochi.lg.jp



## R5. 5. 12 こども家庭庁が公表した不適切な保育の実態調査の結果等について

## 1 調査趣旨

- ・保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査
- ・本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくために実施

## 2 調査項目

※調査時点は、令和4年度（R4. 4. 1～12. 31 の開所日）

## (1) 自治体等調査（国立大学法人／都道府県／市町村）

- 個別事案（件数や把握の経緯、対応状況等）
- 自治体等における体制等
  - ①相談窓口の整備と周知、②事実認定等の手順の策定、③自治体内での情報共有、
  - ④市県間の連携体制、⑤事実確認後の対応
- 虐待等の不適切な保育の未然防止
  - ①ガイドライン等の策定・周知、②啓発や研修等の実施、③通報等が行いやすい環境整備、
  - ④保育者支援の観点からの園へのサポート

## (2) 園調査

- 個別事案（件数や対応状況等）
- 園の体制等
  - ・自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
  - ・手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
  - ・虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート

## 3 個別事案の調査の考え方

## (1) 自治体等

- ①手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数把握の経緯、対応状況等
- ②①の内数として、「虐待」と確認した事案の件数、把握の経緯、対応状況等

## (2) 園

- ①手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数
- ②当該事案を把握した後の園としての対応

※手引きで示す「不適切な保育」について

◎定義：子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして、改善を要すると判断される行為

- ◎行為類型
  - (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり
  - (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
  - (3) 罰を与える・乱暴な関わり
  - (4) 子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
  - (5) 差別的な関わり

#### 4 主な調査結果

##### (1) 自治体等調査（市町村）

（単位：件）

項目	全国		高知県	
		うち保育所		うち保育所
① 不適切な保育が疑われるとして確認した件数	2,313	1,492	27	22
② ①のうち不適切な保育として確認した件数	1,316	914	20	17
③ ②のうち虐待として確認した件数	122	90	2	※ 1

##### (2) 園調査

（単位：件）

項目	全国	高知県
① 園内で不適切な保育を確認した件数	36,070	110
② ①のうち市町村へ情報提供した件数	1,906	18

※この1件については、国の公表後、県から市町村に確認したところ、調査の設問を誤認して計上したもので、「不適切な保育と確認」はしているが、「虐待としての認定」までは行っていないとのことであったため、国に調査結果の修正を依頼しています。

○現時点、県・市町村・各園間で情報共有の基準やルールは定めておらず、また、「不適切な保育」とされる行為は幅広く捉えることも可能なため、件数に大きな開きがある結果

#### 5 今後の対策

##### (1) 国（こども家庭庁、文部科学省）

###### 【基本的な考え方】

- ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
- ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと

###### 【具体的な対応】

- ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定
  - ・ 今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定
- ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
  - ・ 保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討
- ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
  - ・ 保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知
  - ・ 併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知

##### (2) 県

- ① 本年度、県が行う指導監査において、国が示すガイドラインに沿った対応を指導・助言
- ② 保育士等対象の研修において、虐待の早期発見・通告とともに不適切な保育に関する内容を追加（本年度：4回）

# ① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、  
・「不適切な保育」の捉え方や  
・保育所、自治体における取組・対応に  
ばらつきが見られた。

調査結果を踏まえ、  
・「不適切な保育」の考え方を明確化  
・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、  
各自治体に求められる事項等を整理

## 「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

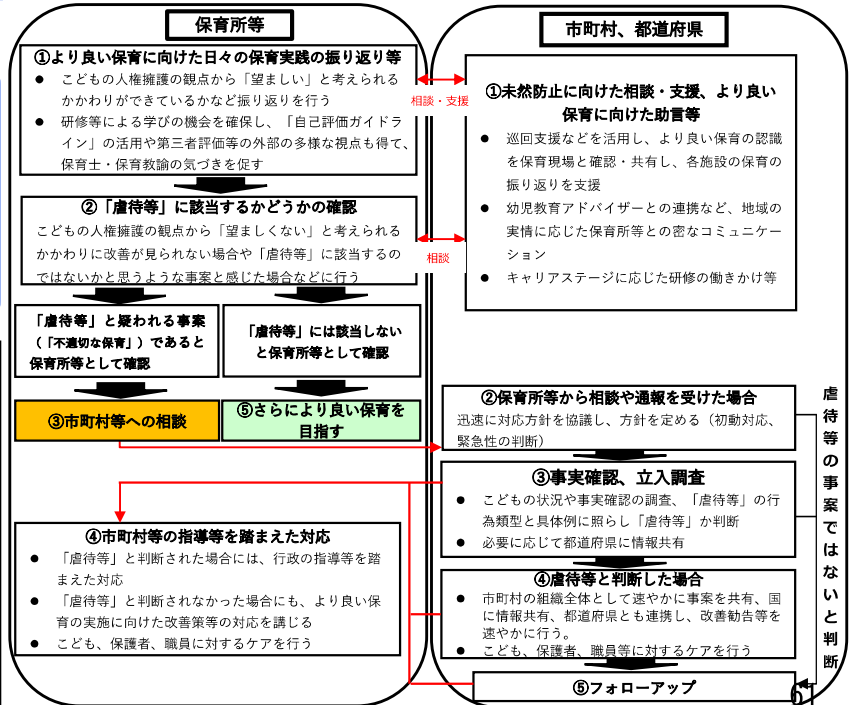
虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等
- 身体的虐待
  - 性的虐待
  - ネグレクト
  - 心理的虐待
- 「この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為」

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 ※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわり

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり、②物事を強要するよつなかわり・脅迫的な言葉かけ、③罰を与える・乱暴なかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり、⑤差別的なかわり）とを同じものと解していたが、両カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

## 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



虐待等の事案ではないと判断

# ② 施設職員による虐待に関する通報義務等について

○ 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

<制度の現状、背景>

- 昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査（※）した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。  
（※）調査対象期間：令和4年4月～12月
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日）を取りまとめ、
  - ・ 子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるようにすること
  - ・ 保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくことを基本的な考えとして進めていくこととした。
- 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
  - ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定（「不適切な保育」の考え方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理）
  - ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
  - ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- このうち②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。
- また、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）においても、児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。



<改正のイメージ（案）>

- 左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととし、令和7年度から施行することとしてはどうか。
- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。**
    - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
    - ・ 都道府県等（※）による立入検査や業務改善命令等
    - ・ 都道府県等が行った措置等に対する児童福祉審議会による意見等
    - ・ 都道府県による虐待事案等の公表
    - ・ 国による調査研究
- （※）保育所の場合、児童福祉法に基づき都道府県又は指定都市・中核市が立入検査や業務改善命令等を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が立入検査や勧告・命令等を行うこととしており、都道府県と市町村が連携して対応することも想定。
- 対象となる施設・事業は、保育所の他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。
- （※）対象施設・事業の考え方  
もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とする。
- （※）保育所や幼保連携型認定こども園と同様、幼稚園及び特別支援学校幼稚園についても措置を講じる方向で文部科学省において検討中

③ 保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。</li> <li>・ 自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。</li> </ul> <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。</li> </ul> <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。</li> <li>・ 行事については、こどもの日常生活に変化と潤いももてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。</li> </ul> <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

- あわせて、**保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。**

- ※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等
- ※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。
- ※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。